

市第7号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を
定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を
定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条
例（昭和34年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する
。

第2条の表泉区の項区域の欄中「下飯田町」の次に「、下和泉一
丁目、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目
」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

泉区における町区域の設定に伴い、区の設置並びに区の事務所の
位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要がある
ので提案する。

参 考

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（区の設置）

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区	域
（省 略）		
泉 区	池の谷、和泉町、岡津町、桂坂、上飯田町、下飯田町、 下和泉一丁目、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目 、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目、新橋町、中田町、中田北一丁目、中田北二丁目、中田北三丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田東一丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田東四丁目、中田南一丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目、弥生台、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目、緑園四丁目、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目	
（省 略）		